

専門家チーム（京都市学校問題解決支援チーム）による学校や保護者への指導・支援の効果の検証

1. 事業の実施報告

（1）調査研究のねらい

本市では、一部ではあるが、子どもの実態や学校の教育実践が理解されずに、保護者から解決困難な要望や道理に基づかない要求等が行われ、学校と家庭の関係が修復困難な状況に陥り、教育活動の停滞や対応する教職員の精神的な疲弊などを招くケースが見受けられる。もとより保護者の学校への要望の多くは、子どもを思う気持ちから発せられたものであることから、批判や要求について、問題の本質や背景も把握し、的確かつ組織的に対応する必要がある。そこで、法律、医学、臨床心理等の外部の専門家も含めた「京都市学校問題解決支援チーム」により、学校や保護者への直接指導・支援に当たるなど、問題解決を図ることで、排除するのではなく学校と保護者との関係を改善し、子どもたちの学びと育ちを保障する実践を進める。

（2）事業の実施状況

- 定例会議 11回
報告事案について、それぞれの専門分野に基づき具体的な取組方を検討する。
- 学校訪問 今年度、4班に分かれて小学校2校、中学校1校、総合支援学校1校を訪れ、学校や児童生徒の現状把握に取り組んだ。

2. 調査研究の成果（実施による成果）

- 定例会議や各委員への個別相談等を通じて、同チームに属する専門委員を中心に、法律、医学、臨床心理等の観点から、当該事例にとどまらない実践的で効果的な助言を得た。こうした専門的見地からの助言や指導を得ることで、学校や各課が自信を持って保護者等の対応に当たることができる状況が生まれている。
- 学校や担当課が定例会議に提起するに当たって事案の現状を再検討する中で、その原因や本質・対応策などに自ら気づき、結果的に終結や取り下げ、別方向での解決策検討などにつながっている
- 本チームの発足により、学校内の努力だけでは問題解決に結びつけることが困難な状況が認識されるきっかけとなった。また、保護者・地域をはじめ、関係者一人一人が学校の課題解決を目指し、学校の教育活動に参画できるという意識付けができた。
- 教育・警察・法務等の多種にわたる分野の関係者が協力し、総合的な力で学校の課題に対応する基盤づくりに向けた支援体制の足がかりができた。

3. 今後の取組予定

これまでの本チームでの活動を通して、学校・家庭・地域の相互関係を見直すと共に、行政と地域、家庭の新たな協働関係の構築を目指し、「今、学校でどのようなことが起きている

のか」という現状に対する認識を共有し、今後それぞれの立場でどのような取組を進めるのか、具体的な議論を進める。

(参考)

京都市学校問題解決支援チーム

本市においては、保護者・地域の参画と教職員の熱意で「開かれた学校づくり」を推進し、学校、家庭、地域が「情報と課題意識」を共有し、「行動の共有」、さらには「成果、評価の共有」にまで高める取組を進め、着実に成果を上げている。

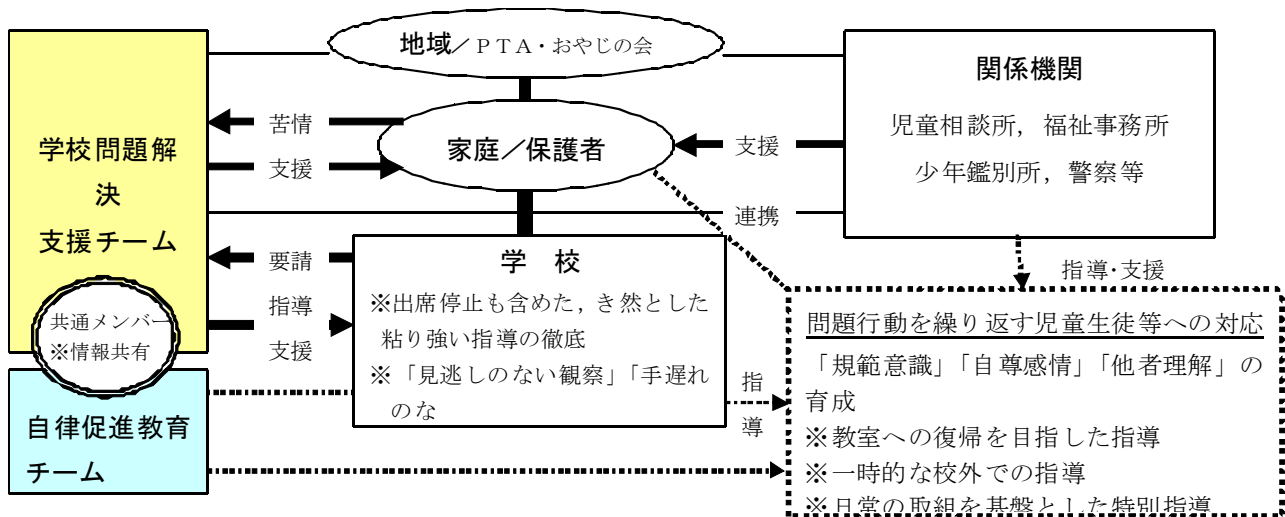
しかし、一部では、子どもの実態や学校の教育実践が理解されずに、保護者から解決困難な要求等が行われ、学校と家庭の関係が修復困難な状況に陥り、教育活動の停滞や教職員の精神的な疲弊などを招くケースが見受けられる。また、このことにより、当該保護者の子どもの教育権も保障されない事態となっている。保護者の学校への要望の多くは、子どもを思う気持ちから発せられたものであることから、批判や要求について、問題の本質や背景も把握し、的確かつ組織的に対応することが必要である。

そこで、学校や保護者への直接指導・支援に当たるなど、問題解決を目指すとともに、関係機関との十分な連携を図り、排除するのではなく学校と保護者との関係を改善し、子どもたちの学びと育ちを保障する実践を進めるため、外部の専門家も含めた「学校問題解決支援チーム」を設置する。

もとより、今日、本市では、かつての「学校の荒れ」を教職員、保護者や地域の熱意で克服し、優れた教育実践が展開されている。こうした教訓に学び、「地域の子どもは地域で育てる」という伝統のもとで多くの市民の参画を得て教育改革を進める中、PTAや「おやじの会」など行動するネットワークを活かして学校、家庭、地域の連携を深め、一人一人の子どものを徹底的に大切にす教育活動のより一層の充実を目指すものである。

1 活動内容

- 学校、保護者、児童生徒等の状況把握及び専門性を活かした対応策の検討
- 学校、保護者への具体的な指導・支援及び学校と家庭との関係修復に向けた働きかけ
 - ・必要に応じた学校への入り込み、家庭訪問など、学校、保護者への直接の指導・支援
 - ・問題行動を繰り返す児童生徒等に対する学校や「自律促進教育チーム」の指導を巡る保護者からの一方的な批判や要求などへの対応
 - ・「自律促進教育チーム」の指導・支援との連動
- 保護者、地域住民からの学校における学習活動・生徒指導の問題に係る苦情等への対応及びPTA等とも連携した学校・家庭・地域各々の機能回復に向けた指導・支援



2 構成メンバー (計14人)

専門 委員 5人	医師	京都少年鑑別所法務技官、精神科医	
	弁護士	元京都弁護士会副会長	
	臨床心理学者	京都光華女子大学大学院教授、前京都府臨床心理士会会長 元京都家庭裁判所調査官	
	市民代表	元京都市子どものための市民憲章懇話会委員 元人づくり21世紀委員会幹事長、元京都市PTA連絡協議会会長 日本ボーイスカウト京都連盟理事長	
常任 委員 9人	スクール カウンセラー	臨床心理士、神戸女学院大学教授	
	警察官OB	元京都府警警視、生徒指導課参与	
	教育委員会	チーム統括	京都市教育相談総合センター所長・生徒指導課長
			学校指導課統括首席指導主事
			学校指導課首席指導主事
			総合育成支援課担当課長・首席指導主事
			生徒指導課首席指導主事
	生徒指導課首席指導主事		
	生徒指導課子ども支援専門官		

※専門委員・・・専門的な知識や経験を活かした助言及び対応策の検討、さらには具体的な支援を行う。

※常任委員・・・学校、保護者、児童生徒などの状況把握及び指導・支援、関係機関との連携等を日常的に行う。

3 主な事例

○定例会議報告事案数 23件（平成22年3月末） 以下に特徴的なものを掲載

相手方	事案の概要	取組状況・今後の対応等
保護者 (小学校)	保護者が、学校の教育方針に理解を示さず、「要求どおりの改善がされなければ、子どもを登校させない」などとして、当該児童が不登校となっている事案。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会議で保護者への関わり方の具体策を検討。 ・ 専門・常任委員による学校訪問や保護者との面談を実施。
保護者 (小学校)	<p>保護者が、担任への不満や自分の子どもへの特別な対応を求めて頻繁（1年間で約65回）に学校に連絡してくる事案。</p> <p>話し合いは長時間（最長3時間）にわたることもあるが、保護者が精神的に不安定な状況でもあることから、学校の説明を受け入れてもらえず、解決の見通しが立たない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会議において状況を把握し、発達障害からくる「困り」への対応の具体化を学校へ助言。 ・ 専門委員・常任委員による学校訪問実施。
保護者 (中学校)	当該生徒への教員の適切な指導に対し保護者が「故意に負傷させられた」として被害届（→不起訴）を提出し、学校に対し頻繁（1年で100回以上）かつ長時間（1回1～2時間、最長3時間）にわたり、不登校になった当該生徒への保障を求めている事案。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会議において状況報告し、法的な問題も含めた専門的なアドバイスを得て、進路保障を含めた学校の対応を支援。 ・ 専門委員・常任委員による学校訪問実施。